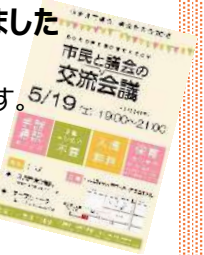


6月の議会から ひとり会派で活動していきます

初当選からの2年5カ月余、片山薫議員と「緑・市民自治こがねい」の二人会派を組んできましたが、議員活動をするうえでの環境を整えるため、6月議会からひとり会派「緑・つながる小金井」で活動していきます。
片山議員含む他会派の議員とは引き続き、調整・協力を努めて参ります。

5月19日 市議会主催 議会報告会 51名のご参加ありがとうございました

アンケートやテーブルトークでいただいたご意見の集約中です。



お知らせ

通算 **12** 回目

UD トーク試用します

坂井えつ子の 議案検討 & 意見交換会

ひとことニュース：議会改革により、議場や傍聴席での“病気予防のための水分補給等”が可能になりました。

<坂井えつ子 プロフィール>
 ●1980年大阪生まれ。緑町に転入、現在は桜町在住。緑小、緑中、小金井北高、日本大学法学部卒業 ●日本福祉教育専門学校入学 ●2015年市議補選で初当選 ●2017年再選。建設環境委員会、行政改革推進調査特別委員会(副委員長)、広報協議会委員 ●三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第3委員会(道路)、小金井市土地開発公社評議員会 ●市民自治こがねい、全国フェミニスト議員連盟、緑の党、市民自治をめざす三多摩議員ネットワークなどに参加。

誰もが自分らしく暮らせる小金井に

活動レポート



4月25日
三多摩議員ネットワーク勉強会



5月5日
LGBT自治体議員連盟研修会



5月23日 三多摩上下水及び道路建設推進協議会総会

6月9日(土)

18時30分～20時30分
上之原会館集会室A (本町5-6-19)
主催：緑・つながる小金井

6月議会のポイントは補正予算と“障がい者差別解消条例”。スライドを用いて説明します！情報&意見交換しましょう。

事前申込み不要。途中入退室も自由。
初めての方も、歓迎です。お気軽に！

お問合せ・ご相談
お気軽に **坂井えつ子 連絡先**

中町4-17-11-1F
TEL：090-1796-7652
Mail：info@sakaietsuko.com

坂井えつ子

小金井市議会議員

坂井えつ子

福祉も
市政の
ど真ん中!

Vol.33

のつながる
小金井通信

緑・つながる小金井 会派ニュース

2018年第2回定例会 お知らせ号



清掃関連施設は敷地内で暫定移設

新庁舎・(仮称)新福祉社会館複合建設

2021年度末竣工予定



コストは90億6,189万円の見込み

下図ともに小金井市新庁舎等建設計画調査業務(概要版)より

市は、今後の課題を、よりコンパクトな施設としています。複合化により、ロビーや階段・廊下・トイレ等の更なる面積縮減を進めるとしていますが、バリアフリー法の視点にたった検討も。例えば、廊下幅は、車いす同士でもすれ違えるよう最低でも120cm以上、望ましいのは180cm以上としています。階段の幅員確保や緩勾配化、車いすが回転できるエレベータや誰でもトイレの各階設置など…。

高齢者や障がいのある方も利用しやすい施設は、誰もが利用しやすい庁舎&福祉社会館です。障がいのある方が働ける環境整備も！

執務環境調査では、新庁舎は12,665㎡が適正と試算。複合化による縮減効果による16,400㎡(新庁舎12,000㎡、新福祉社会館4,400㎡)で検討開始。

- 清掃関連施設は…
- ▶二枚橋焼却場跡地には、粗大ごみ、不燃、布ストックヤードを2021年度末までに整備
 - ▶中間処理場には、プラスチック、缶、ペットボトル処理施設を2024年度末までに整備。

| 区分 | 平成30年度 | | | | | | | | | | | | 平成31年度 | | | | | | | | | | | | 平成32年度 | | | | | | | | | | | | 平成33年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | | | | | | | | | | | |
| 庁舎建設予定地内 | 基本設計者選定 | | | | | | | | | | | | 基本設計 | | | | | | | | | | | | 実施設計・施工者選定 | | | | | | | | | | | | 実施設計 | | | | | | | | | | | | 工事監理 | | | | | | | | | | | |
| | 既存施設解体設計(アスベスト含有調査含む) | | | | | | | | | | | | 既存施設解体 | | | | | | | | | | | | 工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 樹木伐採等、敷地内仮施設調達、機器移設 | | | | | | | | | | | | 仮施設貸借(平成36年度まで) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- ▶ 坂井えつ子の一般質問 6月7日(木) 16時半頃から
- ▶ 補正予算には庁舎福祉社会館関連経費が計上 ▶ 名誉市民の選定 …詳しくは中面で。

一般会計補正予算額は1,355万3千円

大きく
2本柱

坂井の一般質問、3テーマ。

6/7(木)16時半頃～

3月議会で可決した 予算組替え動議を反映

▲1億5,569万1千円

社会福祉委員報酬 100万8千円
(84人分×1000円×12カ月)

庁舎建設基金 ▲1億円
敢えて基金に積むことはないとの意。

職員ボーナス ▲4,661万3千円

ランドデザイン策定 ▲527万7千円

都市計画道路アンケート調査委託 ▲380万1千円

新庁舎・(仮称)新福祉 会館建設に関連する経費 およそ 2,700万円

ICT整備方針等
策定支援委託料 2,089万8千円

リサイクル事業所等
解体設計委託料 476万9千円

庁舎建設予定地
分割測量委託料 75万6千円

基本設定委託業者選考
等委員会委員謝礼など 42万6千円

旧福祉会館利用者との
意見交換会費用 6万7千円

1 来年5月、元号改定。元号法は元号を定めているが、地方自治体への使用は規定していない。これを機に、西暦を使用しよう。

(1) 小金井市への影響を問う

① 内閣府等からの通知 ② 庁内での通知 ③ 市の考えは

(2) 現状と対応を問う ① システム ② 行政文書

??

平成

2 小金井の文化財、しっかり守っていこう。

(1) 文化財保護の考え方を問う

(2) 個別案件について ① 陸軍技術研究所 境界石杭

② 空林荘 ③ 旧浴恩館(文化財センター) ④ 玉川上水

昭和

大正

明治

3 2020年4月1日から会計年度任用職員制度が導入。

臨時・非常勤職員の待遇はどうなるの？

(1) そもそも会計年度任用職員制度とは

(2) 法の趣旨をどう捉えていますか

(3) 今後のスケジュールは



動議に入れずとも措置できる項目もあり、庁舎基金も積めば良いと考えたので、動議には反対しました。

ようやく具体が予算化。早期建設を！

気になる
予算
東町2丁目に
“防犯”カメラ
34万4千円
町会の要望で、1台設置。

次年度以降も負担する債務を保証するために予算に定めておく行為

保育士9名分 2,028万円
障がい児加配で9名分の非常勤職員

旧西友北側 駐輪場開設に係る
経費(1階部分 431台分)
1,285万9千円

栗山公園 修景池給水ポンプ等
改修工事 1,485万8千円
工期は5カ月ほど

工事全般の運営管理

債務負担行為
庁舎福祉会館
建設関連
建設基本設計委託料
7,377万5千円

コンストラクション・マネジメント
委託料 5,948万5千円

樹木伐採等委託料
588万8千円

空缶・古紙等仮処理施設
借上料 1億6,783万5千円

“障がい者差別解消条例”

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会をめざす小金井市条例(案)について。

厚生文教委員が条例修正案の提案を協議しています。人権に関わる条例ですので、23人全員賛成での可決を目指したいところ。

条例の周知はもちろん、相談調整体制の充実や、障がいのある方が参加・意見表明できる環境整備など課題は山積み！

名誉市民選定への同意

市制施行50周年の時に条例化された名誉市民制度。市制施行60周年の今年、新たに2名選定の同意が議会に求められています。

何をもって「尊敬に値する」とするのか？市民は、皆それぞれに素晴らしいと思いますので、制度自体に疑問があります。

？名誉市民とは？

市民又は市に縁故の深い方で、公共の福祉を増進し、学術、技芸その他広く社会文化の興隆に寄与し、その功績が特に顕著で、市民が尊敬するに値する方に対し、名誉市民の称号を贈っています。